

○と き 平成 29 年 8 月 17 日（木）
午後 2 時から午後 4 時まで

○ところ 大阪府新別館南館 5 階マッセ大阪 第 4 研修室

○質疑要旨

【議題（1）大阪府国民健康保険運営方針たたき台（案）について】

（市町）

次の 2 点について記載の追加・修正をお願いします。

- 30 ページの「(2) 適正受診・適正服薬」1 行目：「図るとともに」⇒「図るとともに」
- 24 ページの表 14：現在作業中となっているが、完成時には単位を追加。

続いて、13 ページ「(5) 累積赤字の取扱い」の中で、平成 29 年度中に累積赤字を解消できなかった場合の取扱いとして、「③標準保険料率を上回る率を設定」とあるが、これは激変緩和期間中の措置と考えてよいか。

（事務局）

その通り。

（市町）

13 ページ「(6) 市町村が保有する財政調整基金の取扱い ②財政調整基金の繰出し」の中で、保険料（税）率引下げを目的とする繰出しは認めないとしている一方で、(カ)で「市町村が独自で実施する保険料（税）の激変緩和措置のため」とされており、矛盾が生じている。(カ)に激変緩和期間中に限るといった表記を追加してはどうか。

（事務局）

ご指摘のとおり、修正する。

【議題（2）大阪府国民健康保険運営方針の策定に当たり調整会議で決定すべき事項】

（市町）

項目 2・3・5・6・7 については、試算結果等を基に、今後詰めなければならない箇所であるため、現段階のたたき台の案としては、「協議中」を残すべきと考える。一方で、その他の項目については、ワーキング・グループ等で方向性がある程度明確になっており、その内容に基づいた記載となっているため、今後の協議で追加・修正が生じ得るという条件付きとはなるが、協議中を外してもよいのではないか。

（市町）

多人数世帯や子どもがいる世帯への配慮として、保険料が上昇しないように、均等割、平等割の賦課割合の設定や軽減について、引き続き検討の上、できるだけ早期に成案化をお願いします。

(市町)

ワーキング・グループでの検討状況は反映されていると考える。調整会議で決定すべき事項とあるが、材料が揃っていない中では、本日この場で決定するのは難しいのではないかと。協議中との記載については、項目 8 以降は、今後の協議で追加・修正が生じ得るという条件付きで、協議中を外してもよいと考える。

(市町)

資料 3 の各事項に関するワーキング・グループの検討状況はいかがか。

(事務局)

項目 1～7 については、現在作業中である第 3 回の保険料試算の結果に基づき、今後、議論することとなっている。続いて、項目 11 については、大阪府国民健康保険団体連合会において具体的な仕組みを検討いただいている。その他の項目については、現在国において、議論中の部分であるが、その内容がいつ情報提供されるかが不明であり、12 月の大阪府国民健康保険運営方針の成案化に反映可能かどうか判断できないことから、現段階では「引き続き調整会議等において検討する」という文言を記載するに至っている。

(市町)

協議中を残すか否かについては、項目 8 以降は、今後の協議で追加・修正が生じ得るという条件付きで、協議中を外すという考えに賛同する。賦課割合について、これまで均等割：平等割=70:30 で検討してきた中で、今後、多人数世帯等への配慮から別の割合を検討するとのことであるが、変更した場合に単身世帯に生じる影響も踏まえて、慎重に検討していただきたい。また、17 ページ「4 納付金の算定方法 ③納付金として集める範囲(国の納付金ガイドラインに示されているもの以外)」についてであるが、(サ)過年度の保険料収納見込みについて、納付金に含める割合について、配慮いただきたい。

(市町)

共同実施については、規模のメリットが働くので、実施すべきと考えている。府独自のインセンティブの方策についてであるが、交付された財源の用途について、医療費適正化施策以外見当たらない中で、インセンティブとしてのメリットが働くか悩ましいところである。

(市町)

試算結果が出なければ検討を進めることができない項目や国の検討が終わっていない項目がある現時点では、試算を踏まえて今後検討するものには、「協議中」を残し、その他の項目については、今後の協議で追加・修正が生じ得るという条件を付した上で、協議中を外すという整理でよいと考える。

(市町)

共同事業についてであるが、広報事業は、広域的に取り組むことでメリットがあるものの 1 つと考えている。ワーキング・グループで議論を重ねることも重要だが、調整会議の場で方向性を示し、ワーキング・グループに話を降ろすという方法もあってよいと考える。

(市町)

多人数世帯・多子世帯に対する保険料上の配慮についてであるが、減免として実施する予定か。医療費適正化や収納率のインセンティブにより得た財源の用途については、引き続き検討が必要と考える。

(事務局)

多人数世帯等への配慮としては、減免の前に、まず賦課割合で対応可能かどうかという検討を行う。

(市町)

項目 8 以降は、「引き続き調整会議等において検討する」という文言もあることから、「協議中」を外してもよいと考える。資料 3 の項目以外で、資料 2 の 27 ページにも「協議中」となっているものがあるが、項目 8 以降と同様に、ワーキング・グループにおいて、方向性が定まった項目であるか。

(事務局)

資料 3 から漏れている項目についても、ワーキング・グループにおいて、方向性について一定ご了承いただいている項目であることから、項目 8 以降と同様に「協議中」を外したい。

(国保連合会)

項目 11 の第三者行為求償について、平成 30 年 4 月からの実施に向けて現在調整中である。来月に開催予定の会議で諮った上で、具体的な内容を大阪府国民健康保険運営方針に反映させたい。また、項目 15 の被保険者証の発行事務については、現在、各保険者へのアンケートを実施・取りまとめを行っている状況である。運営協議会等において、検討状況について質問があった場合は、補足説明いただきたい。

(市町)

項目 1～7 の試算結果を踏まえ、検討を進める項目については、現段階では「協議中」という文言を残すこととし、項目 8 以降、ワーキング・グループにおいて方向性が定まっている項目については、国の方針等で変更となる可能性があるという旨を補足説明する前提で、「協議中」を外すこととしてよいか。

(委員一同)

異議なし。

(市町)

運営協議会に諮る前に、各市町村に情報提供をいただくようお願いする。

【議題（3）その他（委員提案資料4）】

(市町)

第 2 回の保険料試算結果では、軽減対象世帯だけではなく、その他の世帯でも負担が増加していたことを踏まえると、激変緩和策については、特定の層に軽減や減免を実施するのではなく、全体の保険料抑制のために講じる必要があると考える。また、事務運用を考えると、個別減免での対応は、被保険者

本人の手間、窓口負担双方にとって負担が大きい。続いて、生涯現役促進のための施策との連携については、各市町村で取り組むというよりは、都道府県として取り組む課題ではないか。保険料抑制のための財源として、これまで行ってきた一般会計からの繰入れ分を振り替えて確保するという考え方も困難である。様々な課題はあるが、ワーキング・グループを含め、今後検討していくことはよいと考える。

(市町)

激変緩和措置について、市町村ごとの激変緩和ではなく、大阪府主導で財政運営を行い、オール大阪で激変緩和を講じるという手法について、激変緩和期間中に府内異動者に対して特別な対応を要するか否かなど、詳細の検討は必要であるが、賛同する。激変緩和の段階的な縮小幅については、これまでのワーキング・グループでの検討を参考にしてはどうか。また、課題として、財源の確保がある。

(市町)

広域化で統一保険料をめざす一方で、市町村ごとの激変緩和を講じることで激変緩和期間中は異なる保険料率になるという課題に対する提案と認識しており、考えに賛同する。しかし、実現にあたっては、大阪府の賛同、財源の確保が不可欠となる。また、各市町村においても減免をはじめとする独自の取り組みを各首長の政治的な判断等も含め、これまで講じてきたものであるし、6年間の激変緩和期間中に統一を行うということに対する理解が一定進んでいる中で、改めて検討を行うとなると、時間的な問題やこの調整会議の場で決定できる事項なのかという点について懸念する。

(市町)

統一に向けて、オール大阪で取り組むという考え方は理解でき、このような検討をすることは重要だと考えるが、来年度まで周知期間も少ない中で、実現可能性に疑問がある。ターゲットを絞って激変緩和を講じるという点についてであるが、対象外となる世帯への影響が大きく、それであれば、全体に激変緩和を講じる方がより多くの人にメリットがあるのではないか。生涯現役促進のための施策との連携については、考え方としては賛同するが、被保険者と事業の対象者が完全に一致するわけではないため、国保事業として財源を拠出するのは困難ではないか。

(市町)

平成 30 年度からの統一保険料の実現、激変緩和期間内での法定外一般会計繰入の廃止に向けて、ご提案いただいたと理解している。実現には、大阪府の全面的な支援が不可欠であるし、財源としてこれまでの一般会計繰入の財源を振り替えるという方法について、現在、一般会計繰入を実施していない市町村が実施することはハードルが高い。多くの課題はあるものの、オール大阪で統一保険料をめざすために取り組むという方向性については賛同する。

(市町)

激変緩和については、これまでの検討経過と真逆の考え方であり、課題が把握しやすい。生涯現役促進の取り組みについてであるが、その他の施策でも活用できるものはあるのではないか。

(市町)

ワーキング・グループではなかなか決めきれない課題に対して提案があったと理解しており、考えに

賛同する。最終的に実現できるか否かは別として、建設的な意見として限られた時間ではあるが検討してはどうか。

(市町)

激変緩和策を特定のターゲットに講じるか、全体に講じるかという点については、第3回試算を踏まえてシミュレーションしながら検討していく必要がある。財源の問題等、課題は多々あるが、時間の許す限り調整を行い、修正を重ねながら実現に向け取り組んでいく。

(市町)

当案件については、委員の皆さまの意見を引き続きいただき、大阪府とも調整を行いながら、提案内容のブラッシュアップを図り、検討を重ねることとする。また、ワーキング・グループの議題となる案件については、ワーキング・グループで精力的に検討を進めることとする。

(委員一同)

異議なし。